

# 資 料 編

# 目 次

1	国民保護に関する用語	1
2	地理的・社会的特徴	5
2.1	市の地形図	5
2.2	市内の主要道路図	6
2.3	消防団分団・部 分布図	7
3	関係機関	8
3.1	指定行政機関	8
3.2	指定地方行政機関	9
3.3	指定公共機関	10
3.4	指定地方公共機関	13
3.5	都関係機関	14
3.6	神奈川県関係機関	14
3.7	都内の他の市区町村	15
3.8	神奈川県内の隣接市	16
3.9	消防機関	16
3.10	警察機関	17
3.11	自衛隊	20
3.12	米軍施設	21
4	避難	22
4.1	人口分布	22
4.1.1	国籍別外国人登録者数	22
4.1.2	近隣の市別昼間・夜間人口	23
4.1.3	町丁目別人口	24
5	救援	25
5.1	災害時活用可能な空地	25
5.2	備蓄物資・調達可能物資	27
5.2.1	避難施設等の主な備蓄品	27
6	大規模集客施設	28
6.1	大型小売店舗	28
6.2	駅	30
6.3	文化・スポーツ施設	30
6.4	ホテル	31

7	法令・通知・通達等 .....	32
7.1	町田市国民保護対策本部及び町田市緊急対処事態対策本部条例 .....	32
7.2	町田市国民保護協議会条例 .....	33
7.3	町田市国民保護協議会委員名簿 .....	34
7.4	救援の程度及び方法の基準 .....	35
7.5	安否情報の収集及び報告・照会及び回答について .....	41
7.6	公用令書等の様式 .....	50
7.7	国際人道法（ジュネーヴ諸条約及び追加議定書）の主な内容 .....	52
7.8	動物の保護等に関する通知 .....	57
7.9	赤十字標章及び身分証明書 .....	59
7.10	特殊標章及び身分証明書 .....	60

# 1 国民保護に関する用語

## <あ行>

用語	定義等
安定ヨウ素剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。</li> <li>○被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。</li> </ul>
安否情報	○避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
NBC	○Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称
Em-Net（エムネット）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急情報ネットワークシステムの略称</li> <li>○内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム</li> </ul>
LGWAN（エルジーワン）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称</li> <li>○地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク</li> </ul>

## <か行>

用語	定義等
危険物質等	○引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む）で国民保護法施行令で定めるもの
基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定）</li> <li>○国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの</li> </ul>
救援	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）及び国民保護計画に基づき実施する、区域内の避難住民等に対する避難所等の供与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出などの措置
緊急消防援助隊	○大規模災害発生時における人命救助活動をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制

用語	定義等
緊急処理事態	○武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急処理事態対処方針	○緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態への対処に関する方針のこと
緊急対処保護措置	○緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に関する措置のこと
緊急処理事態対処方針	○緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態への対処に関する方針のこと
緊急通報	○武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき、知事が発令するもの
広域緊急援助隊	○大規模災害対策に即応でき、かつ高度の救出救助能力等をもつ災害対策専門のチームとして、平成7年に創設された警察の広域援助体制
国民保護措置	○対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に関する措置のこと ※【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針

### <さ行>

用語	定義等
サーベイランス	○疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと
J-A L E R T ( Jアラート)	○全国瞬時警報システムの略称 ○弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を經由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム
指定行政機関	○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（以下「事態対処法施行令」という。）で定める次の機関 内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省・国税庁、文部科学省・スポーツ庁・文化庁、厚生労働省、農林水産省・林野庁・水産庁、経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁、国土交通省・観光庁、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省・防衛装備庁
指定公共機関	○独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で指定されているもの

用語	定義等
指定地方行政機関	○指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で指定されているもの
指定地方公共機関	○都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県の知事が指定するもの
自主防災組織	○大規模災害等の発生による被害を防止し、又は軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと
事態認定	○政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること
ジュネーヴ諸条約	○1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のことで、武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称 <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約</li> <li>・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約</li> <li>・捕虜の待遇に関する第3条約</li> <li>・文民の保護に関する第4条約</li> </ul>
ジュネーヴ諸条約追加議定書（第一追加議定書）	○第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。
生活関連等施設	○発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
赤十字標章等及び特殊標章等	○ジュネーヴ諸条約第一追加議定書において規定される標章等で、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置等を実施する者、団体等を識別することにより、攻撃等から保護されることが定められている。 <div style="text-align: center;">  <p>(赤十字標章 白地に赤十字)</p>  <p>(特殊標章 オレンジ色地に青の三角形)</p> </div>

<た行>

用語	定義等
対処基本方針	○武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
ダーティボム	○放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾で、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
地域防災計画	○災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画
トリアージ	○災害時等において多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて傷病者を選別し、治療や搬送を行うための優先順位を決定すること

<は行>

用語	定義等
避難実施要領	○都道府県知事からの避難の指示に基づき、市区町村長が関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法や避難住民の誘導の実施方法などに関して定める要領のこと ○市区町村長は、避難実施要領を定めたときは、直ちに住民等に伝達しなければならない。
武力攻撃事態	○武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	○武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 ○なお、事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。

<や行>

用語	定義等
要配慮者	○高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。なお、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを避難行動要支援者という。
要避難地域	○国の対策本部長（内閣総理大臣）が、避難措置の指示を行う場合に示される住民の避難が必要な地域のこと



## 2.2 市内の主要道路図



## 2.3 消防団分団・部 分布図



町田市消防団消防器具置場一覧

分団	部	所在地
1	1-1	原町田 3-4-6
	1-2	原町田 6-21-5
	2	本町田 2192-9
	3	森野 5-9-23
	4	南大谷 439
2	1	鶴間 6-21-27
	2	南町田 1-39-28
	3	金森 3-36-14
	4	金森 2-18-33
	5	南町田 2-15-36
	6	つくし野 2-35-10
	7	成瀬 8-10-5
	8	高ヶ坂 6-1-23
3	1	小野路町 1596-9
	3	野津田町 775
	4	金井 4-19-4
	5	大蔵町 513-3
	6	真光寺 3-21-1
	7	広袴町 662-3
	8	能ヶ谷 2-26-12
	9	三輪町 1875
	10	三輪町 817
	4	1
2		山崎町 241
3		木曾西 4-7-35
4		根岸 1-7-12
5		矢部町 14-1
6		常盤町 3270-7
7		上小山田町 2582-2
8		下小山田町 2600-2
5	1	小山町 627
	2	小山町 1165-3
	3	小山町 3693-6
	4-1	相原町 795-7
	4-2	相原町 45-1
	5	相原町 2832-8
	6	相原町 3174

### 3 関係機関

#### 3.1 指定行政機関

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房企画調整課	東京都千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
総務省消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課企画官室	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
スポーツ庁	連絡先は文部科学省と同様	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
厚生労働省	社会・援護局総務課	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
中小企業庁	長官官房官房参事官室	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
観光庁	連絡先は国土交通省と同様	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
気象庁	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防護課	東京都港区六本木 1-9-9
防衛省	統合幕僚監部運用部運用第1課	東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛装備庁	連絡先は防衛省と同様	東京都新宿区市谷本村町 5-1

### 3.2 指定地方行政機関

名 称	担 当 部 署	所 在 地
関東総合通信局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
東京税関	総務部総務課 総務第一係	東京都江東区青海 2-56 東京港湾合同庁舎
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館
東京労働局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 合同庁舎 2 号館
関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館
関東地方整備局	企画部防災課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 合同庁舎 2 号館
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎
東京航空局	総務部安全企画・保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
第三管区海上保安本部	総務部総務課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
北関東防衛局	企画部地方協力基盤整備課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 合同庁舎 2 号館

### 3.3 指定公共機関

種別	名称	担当部署	所在地
災害研究機関	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川 6-38-1
	国立研究開発法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原 1 番地
	国立研究開発法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込 2-28-8
	国立研究開発法人情報通信研究機構	経営企画部 企画戦略室	東京都小金井市貫井北町 4-2-1
	国立研究開発法人森林総合研究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里 1 番地
	国立研究開発法人水産研究・教育機構	経営企画部経営企画課	横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワーB 15F
	国立研究開発法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原 1-6
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部門 原子力緊急時支援・研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-13
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	企画調整部企画調整課	茨城県つくば市観音台 3-1-1
	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	安全管理部	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
	一般財団法人海上災害防止センター	総務部総務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル
業 医 者 療 事	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘 2-5-21
	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門 1-1-3
公共的機関	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	東京都港区西新橋 2-8-6
	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
	日本銀行	決済機構局 業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
	電力広域の運営推進機関	総務部 業務グループ	東京都江東区豊洲 6-2-15
	東日本高速道路株式会社	管理事業本部 管理事業統括課	東京都千代田区霞が関 3-3-2
	首都高速道路株式会社	保全・交通部防災対策課	東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル
	中日本高速道路株式会社	保全企画本部 危機管理・防災チーム	愛知県名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル
	成田国際空港株式会社	総合安全推進室部	千葉県成田市古込字古込 1-1
	日本郵便株式会社	経営企画部	東京都千代田区霞が関 1-3-2
電気事業者	東京電力エナジーパートナー株式会社	業務統括室 総務・広報グループ	東京都港区海岸 1-1 1-1
	東京電力パワーグリッド株式会社	業務統括室 総務・広報グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3
	東京電力フュエル&パワー株式会社	火力部 火力運営グループ	東京都千代田区内幸町 1-5-3

種別	名称	担当部署	所在地
	東京電力ホールディングス株式会社	総務・法務室 防災グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3
	電源開発株式会社	総務部総務・法務室(危機管理・防災)	東京都中央区銀座 6-15-1
	日本原子力発電株式会社	発電管理室警備・防災グループ	東京都千代田区神田美土代町 1-1
電気通信事業者	日本電信電話株式会社	技術企画部門 災害対策室	東京都千代田区大手町 1-5-1 ファーストスクエア イースト 20 階
	東日本電信電話株式会社	ネットワーク事業推進本部 サービス運営部 災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマサービス部 危機管理室	東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町ビル本館 6 階
	KDD I 株式会社	運用本部運用品質管理部 運用統括グループ	東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル
	ソフトバンク株式会社	総務本部 コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング
	株式会社NTTドコモ	サービス運用部災害対策室	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー35F
放送事業者	日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南 2-2-1
	朝日放送株式会社	総務局	大阪府大阪市福島区福島 1-1-30
	株式会社CBCテレビ	報道局	愛知県名古屋市中区新栄 1-2-8
	株式会社TBSテレビ	総務部	東京都港区赤坂 5-3-6
	株式会社テレビ朝日	報道局コメンテーター室	東京都港区六本木 6-9-1
	株式会社テレビ東京	報道局 総務局	東京都港区虎ノ門 4-3-12
	株式会社フジテレビジョン	報道局	東京都港区台場 2-4-8
	日本テレビ放送網株式会社	総務局	東京都港区東新橋 1-6-1
	株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ	経営企画部	東京都港区赤坂 5-3-6
	株式会社日経ラジオ社	情報制作部	東京都港区虎ノ門 1-2-8
	株式会社ニッポン放送	編成局報道部	東京都千代田区有楽町 1-9-3
	株式会社文化放送	放送事業局 報道スポーツセンター	東京都港区浜松町 1-31
ガス事業者	大阪瓦斯株式会社	中央保安指令部	大阪府大阪市中央区平野町 4-1-2
	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡県福岡市博多区千代 1-17-1
	東京瓦斯株式会社	総務部総務グループ	東京都港区海岸 1-5-20
	東邦瓦斯株式会社	総務部防災グループ	愛知県名古屋市熱田区桜田町 19-18
国内旅客船事業者	オーシャントランス株式会社		東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 4 階
	マルエーフェリー株式会社	総務部	鹿児島県鹿児島市泉町 16-4
バス事業者	ジェイアールバス関東株式会社	総務部	東京都渋谷区代々木 2-2-2
	小田急バス株式会社	安全管理・教育担当	東京都調布市仙川町 2-19-5
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部運転課	神奈川県平塚市八重咲町 6-18
	近鉄バス株式会社	営業部安全管理課	東大阪市小阪 1-7-1

種別	名称	担当部署	所在地
	京王電鉄バス株式会社	営業管理部安全推進・サービス向上担当	東京都府中市晴見町 2-22 京王府中晴見町ビル 3F
	京成バス株式会社	総務部総務課	千葉県市川市八幡 3-3-1
	京浜急行バス株式会社	総務部総務課	東京都港区高輪 2-20-20
	国際興業株式会社	運輸事業部運行課	東京都中央区八重洲 2-10-3
	西武バス株式会社	運輸管理部運輸管理課	埼玉県所沢市久米 546-1
	東急バス株式会社	総務・人事部総務課	東京都目黒区東山 3-8-1
	東都観光バス株式会社	運輸部運輸課	東京都豊島区西池袋 5-13-13
	東武バスセントラル株式会社	運輸統括部業務課	東京都足立区伊興本町 2-9-2
航空事業者	ANA ウイングス株式会社	ANA ウイングス本社総務部	東京都大田区羽田空港 3-3-2
	株式会社AIRDO	企画部	北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 9 オーク札幌ビル 8F
	株式会社スターフライヤー	総務人事部	福岡県北九州市小倉南区空港北町 6 番北九州空港スターフライヤー本社ビル
	株式会社ソラシドエア	企画部（事業計画）	宮崎市大字赤江宮崎空港内
	スカイマーク株式会社	経営企画室	東京都大田区羽田空港 3-5-7
	全日本空輸株式会社	ANA 本社総務部	港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター
	日本航空株式会社	総務部リスクマネジメントグループ	東京都品川区東品川 2-4-11
	日本トランスオーシャン航空株式会社	路線事業部	沖縄県那覇市山下町 3-23
鉄道事業者	日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8
	東京地下鉄株式会社	鉄道本部 安全・技術部 保安担当	東京都台東区東上野 3-19-6
	東日本旅客鉄道株式会社	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木 2-2-2
	小田急電鉄株式会社	安全・技術部	東京都新宿区西新宿 1-8-3
	京王電鉄株式会社	鉄道事業本部安全推進部安全推進担当	東京都多摩市関戸 1-9-1
	京成電鉄株式会社	鉄道本部計画管理部	千葉県市川市八幡 3-3-1
	京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部 安全対策担当	東京都港区高輪 2-20-20
	西武鉄道株式会社	鉄道本部安全推進部安全推進課	埼玉県所沢市くすのき台 1-11-1
	東京急行電鉄株式会社	安全戦略推進委員会	東京都渋谷区桜丘町 31-2 東急桜丘町ビル
	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部安全推進部	東京都墨田区押上 2-18-12
内航海運事業者	井本商運株式会社		兵庫県神戸市中央区浪花町 59 番地神戸朝日ビルディング 22F
	川崎近海汽船株式会社		東京都千代田区霞が関 3-2-1
	近海郵船株式会社	総務部	東京都港区芝大門 1-9-9 野村不動産ビル 7 階
	栗林商船株式会社	総務部	東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビルディング 3 階
	琉球海運株式会社	東京支店	東京都中央区日本橋 2-15-5 PMO 日本橋二丁目 3 階

種別	名称	担当部署	所在地
事業者 トラック	佐川急便株式会社	CSR 推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町 68 番地 (東京本社) 東京都江東区新砂 2-2-8
	西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町 1 番地
	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋 1-9-3
	福山通運株式会社	業務部 (東京)	東京都江東区越中島 3-6-15
	ヤマト運輸株式会社	C S R 推進部	東京都中央区銀座 2-16-10

### 3.4 指定地方公共機関

機関区分	名称	担当部署	所在地	
医療	公益財団法人献血供給事業団	供給部	東京都新宿区若松町 12-2	
	公益社団法人東京都医師会	総務課	東京都千代田区神田駿河台 2-5	
	公益社団法人東京都歯科医師会	総務課	東京都千代田区九段北 4-1-20	
	公益社団法人東京都獣医師会	危機管理室	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23F	
	公益財団法人東京都保健医療公社	総務課	東京都千代田区神田駿河台 2-5 東京都医師会館 3 階	
	公益社団法人東京都薬剤師会	事務局 職能対策課	東京都千代田区神田錦町 1-21	
ガス供給	昭島ガス株式会社	総務課	東京都昭島市もくせいの杜 1-1-1	
	青梅ガス株式会社	供給部	東京都青梅市新町 8-8-13	
	大東ガス株式会社	供給部保安課	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字西 1081-1	
	一般社団法人東京都LPガス協会	事務局	東京都新宿区新宿 1-36-4 丁子屋ビル 4 階	
	武陽ガス株式会社	総務部総務課	東京都福生市本町 17-1	
運送	旅客船	小笠原海運株式会社	運航部	東京都港区芝浦 3-7-9 サニープレイス田町 8 階
		伊豆諸島開発株式会社	業務部業務課	東京都港区海岸 3-6-43
		神新汽船株式会社	総務部	東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 5 階
		東海汽船株式会社	総務部	東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 5 階
	バス・タクシー	一般社団法人東京バス協会	業務第 2 部	東京都渋谷区初台 1 丁目 34 番 14 号 初台 TNビル 1 階
		一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会	総務部	東京都千代田区九段南 4-8-13 自動車会館 6 階
		一般社団法人東京都個人タクシー協会	事務局管理課	東京都豊島区南大塚 1-2-12 日個連会館 5F
	航空	新中央航空株式会社	総務部	茨城県竜ヶ崎市半田町 3177
		東邦航空株式会社	総務部	東京都江東区新木場四丁目 7 番 51 号 (東京ヘリポート内)

機関区分	名称	担当部署	所在地
鉄道 海運 陸運	首都圏新都市鉄道株式会社	運輸部 運輸管理課	東京都千代田区神田練塀町 85 番地 JEBL 秋葉原スクエア
	多摩都市モノレール株式会社	総務部総務課	東京都立川市泉町 1078-92
	東京モノレール株式会社	総務部総務課	東京都港区浜松町 2-4-12
	東京臨海高速鉄道株式会社	総務部総務課	東京都江東区青海一丁目2番1号
	北総鉄道株式会社	企画室	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目 2 番 3 号
	株式会社ゆりかもめ	総務部総務課	東京都江東区有明 3 丁目 13 番 1 号
	伊豆七島海運株式会社	業務部	東京都港区海岸3-6-43
	株式会社共勝丸	東京営業所	東京都中央区勝どき 5-12-9
	新島物産株式会社	運輸部	東京都江東区東陽 3-26-26
	東京都庁輸送事業協同組合	事務局	東京都新宿区新宿 4-3-15 レイフラット新宿 A-102
	一般社団法人東京都トラック協会	総務部 企画課	東京都新宿区四谷3-1-8
	放送	株式会社InterFM	編成制作部
株式会社エフエム東京		報道・情報センター	東京都千代田区麴町 1-7
株式会社 J-WAVE		編成局	東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 33F
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社		総務局総務部	東京都千代田区麴町 1-12

### 3.5 都関係機関

名称	担当部署	所在地
総務局総合防災部	防災対策課	東京都新宿区西新宿 2-8-1
主税局町田都税支所		東京都町田市中町 1-31-12
建設局南多摩東部建設事務所	庶務課	東京都町田市中町 1-31-12 町田合同庁舎
水道局町田サービスステーション		東京都多摩市山王下 1-17
環境局多摩環境事務所		東京都立川市錦町 4-6-3 立川合同庁舎

### 3.6 神奈川県関係機関

名称	担当部署	所在地
県土整備局厚木土木事務所津久井治水センター		神奈川県相模原市緑区中野 937-2

### 3.7 都内の他の市区町村

名 称	担 当 部 署	所 在 地
千代田区	政策経営部災害対策・危機管理課	千代田区九段南 1-2-1
中央区	総務部危機管理課	中央区築地 1-1-1
港区	防災危機管理室防災課	港区芝公園 1-5-25
新宿区	総務部危機管理課	新宿区歌舞伎町 1-4-1
文京区	危機管理室危機管理課	文京区春日 1-16-21
台東区	総務部危機・災害対策課	台東区東上野 4-5-6
墨田区	総務部危機管理担当安全支援課	墨田区吾妻橋 1-23-20
江東区	危機管理室危機管理課	江東区東陽 4-11-28
品川区	防災まちづくり事業部防災課	品川区広町 2-1-36
目黒区	総務部生活安全課	目黒区中央町 1-9-7
大田区	総務部防災危機管理課	大田区蒲田 5-13-14
世田谷区	危機管理室災害対策課	世田谷区世田谷 4-21-27
渋谷区	危機管理対策部防災課	渋谷区渋谷 2-21-1
中野区	防災・都市安全分野災害対策担当	中野区中野 4-8-1
杉並区	危機管理室危機管理対策課	杉並区阿佐谷南 1-15-1
豊島区	総務部防災危機管理課	豊島区東池袋 1-18-1
北区	危機管理室危機管理課	北区王子本町 1-15-22
荒川区	区民生活部生活安全課	荒川区荒川 2-2-3
板橋区	危機管理室防災危機管理課	板橋区板橋 2-66-1
練馬区	危機管理室危機管理課	練馬区豊玉北 6-12-1
足立区	危機管理室危機管理課	足立区中央本町 1-17-1
葛飾区	地域振興部防災課	葛飾区立石 5-13-1
江戸川区	危機管理室防災危機管理課	江戸川区中央 1-4-1
八王子市	生活安全部防災課	八王子市元本郷町 3-24-1
立川市	市民生活部防災課	立川市錦町 3-2-26
武蔵野市	防災安全部安全対策課	武蔵野市緑町 2-2-28
三鷹市	総務部防災課	三鷹市野崎 1-1-1
青梅市	生活安全部防災課	青梅市東青梅 1-11-1
府中市	行政管理部防災危機管理課	府中市宮西町 2-24
昭島市	総務部地域防災担当	昭島市田中町 1-17-1
調布市	総務部総合防災安全課	調布市小島町 2-35-1
小金井市	地域安全課地域安全係	小金井市本町 6-6-3
小平市	総務部防災危機管理課	小平市小川町 2-1333
日野市	総務部防災安全課	日野市神明 1-12-1
東村山市	環境安全部防災安全課	東村山市本町 1-2-3
国分寺市	総務部防災安全課	国分寺市戸倉 1-6-1
国立市	行政管理部防災安全課	国立市富士見台 2-47-1
福生市	総務部安全安心まちづくり課	福生市本町 5
狛江市	総務部安心安全課	狛江市和泉本町 1-1-5
東大和市	総務部防災安全課	東大和市中心 3-930
清瀬市	総務部防災安全課	清瀬市中里 5-842
東久留米市	環境安全部防災防犯課	東久留米市本町 3-3-1
武蔵村山市	総務部防災安全課	武蔵村山市本町 1-1-1
多摩市	総務部防災安全課	多摩市関戸 6-12-1
稲城市	消防本部防災課	稲城市東長沼 2111

名 称	担 当 部 署	所 在 地
羽村市	市民生活部危機管理課	羽村市緑ヶ丘 5-2-1
あきる野市	総務部地域防災課	あきる野市二宮 350
西東京市	危機管理室	西東京市中町 1-5-1
瑞穂町	住民部地域課	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335
日の出町	生活安全安心課	西多摩郡日の出町大字平井 2780
檜原村	総務課	西多摩郡檜原村 467-1
奥多摩町	総務課	西多摩郡奥多摩町氷川 215-6
大島町	総務課	大島町元町 1-1-14
利島村	総務課	利島村 248
新島村	総務課	新島村本村 1-1-1
神津島村	総務課	神津島村 904
三宅村	総務課	三宅村坪田 1774
御蔵島村	総務課	御蔵島村入かねが沢
八丈町	総務課	八丈町大賀郷 2345-1
青ヶ島村	総務課	青ヶ島村無番地
小笠原村	総務課	小笠原村父島字西町

### 3.8 神奈川県内の隣接市

名 称	担 当 部 署	所 在 地
神奈川県川崎市	総務企画局危機管理室	神奈川県川崎市川崎区宮本町1
神奈川県相模原市	危機管理局危機管理課	神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15
神奈川県横浜市	総務局危機管理室	神奈川県横浜市中区港町 1-1
神奈川県大和市	市長室危機管理課	神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

### 3.9 消防機関

名 称	所 在 地	受け持ち区域（町名）
町田消防署(本署)	町田市中町 3-2-19	原町田・本町田・森野・中町・旭町・南大谷・玉川学園
忠生出張所	町田市忠生 3-6-1	図師・山崎町・木曾町・木曾東・木曾西・根岸町・根岸・上小山田町・下小山田町・忠生・小山田桜台・矢部町・常盤
南出張所	町田市金森 4-5-2	金森・金森東・小川・南町田・鶴間・つくし野・南つくし野
鶴川出張所	町田市鶴川 3-2-4	大蔵町・小野路町・金井・金井町・真光寺・真光寺町・鶴川・能ヶ谷・野津田町・広袴町・広袴・三輪町・三輪緑山・薬師台
西町田出張所	町田市相原町 45-3	相原町・小山ヶ丘・小山町
成瀬出張所	町田市成瀬 8-9-20	高ヶ坂・成瀬・成瀬が丘・成瀬台・西成瀬・東玉川学園・南成瀬

### 3.10 警察機関

#### (1) 町田警察署

名称	所在地	管轄区域
鶴間交番	小川 1552-2	小川 10、1207(2, 3)、1213~17、1220(1, 3, 13)、 1232、1242~79、1295、1417、1511~13(7, 8) 1514~43、1548~81、1595~1611、1612、161 6、1625、1631~51、1701~7、1716~18、172 3~32、1786、1791~8、1801~24 3丁目 1、2、4(2、5、8、10~18、27)、8(1~5、16 ~26)
		金森 3丁目 5、6、7(9~17)、24~45、 4丁目 1~4、6~27、29~48 5丁目 1~18、6丁目1~22、24~37、40~47、50、51
		金森東 4丁目 18、34~57
		鶴間 全域
		南つくし野 2丁目 22、23、26
つくし野駅前 交番	つくし野 1-29-1	つくし野 1~4丁目 全域
		南つくし野 1丁目 全域 2丁目 1~21、24、25、27~31、3~4丁目全域
		小川 1丁目 1~28、35、220~298 2丁目 4~17、18(1~26、45~49)、19~21(1~8)、 23~36、1000~59 3丁目 3、4(1、3、4、6、7、9、19~26)、5~8(6~1 4)、9~18 4丁目 全域 1000~6、1054、1059、1131、1166、1168、12 00~8、1210、1218、1220(3~6、10) 1222、12 28~1231、1242、1245、2306
成瀬駅前交番	成瀬 1-2-3	小川 1丁目 29~34、216、217 2丁目 18(28~44)、21(9~22)、22、37、38
		成瀬 7丁目10、11 8丁目4~16、18~29
		成瀬が丘 1~3丁目
		南成瀬 全域
金森交番	金森 443-5	小川 2丁目 1~3、5-10
		金森 1丁目 1~40、42~52 2丁目 1~39 3丁目 1~3、7~23 7丁目 1~19
		金森東 1丁目 1~29 2丁目 1、4~6、8~13、15~21、23、25、26 3丁目 1、3~38 4丁目 1~39、47~49、
		成瀬が丘 3丁目 1105番地19、20、25、28~30、32、35、36、 47、48、1109番地5~8、10、11、13、14、21、32~ 36、1735-1、1736
		原町田 1丁目 26、27、28、29、30 2丁目 4、5、25、27(2号、3号)
原町田交番	原町田 6-1-11	原町田 1丁目 1~25、29(1~8)、31 2丁目 1~3、6~24、26~34(27-2、27-3は金森) 3丁目 全域 4丁目 全域 6丁目 1、6(17号)
		原町田 5丁目 全域 6丁目 2~29(6番17号は原町田交番)
町田駅前交番	原町田 6-12-19	森野 1丁目 1~28、32(14、17、22)、33~39 2丁目 1、2
		中町 1丁目、2丁目、3丁目、4丁目 全域
中町交番	中町 1-20-28	本町田 253~263
		南大谷 1327、1351~1371、1381、1389、1398~1409、 1426、1428、1587~1592
		旭町 1丁目 全域 3丁目 1~8、10、11、13、19-19、20
森野交番	森野 2-7-10	木曾東 東1丁目1~3、東2丁目1
		森野 1丁目 29~31、32(1~13) 2丁目 3~31 3~6丁目 全域
		旭町 2丁目7番地(12~13)、8番地
木曾交番	木曾町 1061	旭町 2丁目7番地(12~13)、8番地

名称	所在地	管轄区域	
		木曾東	東1丁目4～49、東2丁目2～10、東3丁目1～15、17、24～35、東4丁目1～33
		根岸町	727
		本町田	1700(3, 6, 36, 79, 83) 1827(3, 4)、1828、1876、1880、1882、1886、1951、1955、2000、2004、2008、2207、2345、2348、2379、2380、2424、2441、2507、2508、2523、2524、2528、2533、2559、2577、2584、2600、2640、4243
		山崎町	2325～2327、2329、2330
本町田交番	本町田 821-1	旭町	2丁目 1～6、7(7、8)、9～15 3丁目 9、12、14～26(19番19号は、森野交番)
		玉川学園	3丁目 6(29～31)、12番(29、30)
		南大谷	1番
		山崎町	2182、2184、2186、2187番地
		本町田	ほぼ全域(藤の台団地交番、木曾交番、忠生地区交番受持を除く)
忠生地区交番	忠生 1-11-1	矢部町	1～3番地、8～12番地(4～7番地、13、14番地は常盤駐在所)
		木曾東	東2丁目11～13、東3丁目16、18～23
		木曾西	西1丁目1～43、西2丁目1～19、西3丁目1～26、西4丁目1～37、西5丁目1～46番
		木曾町	ほぼ全域
		忠生	1丁目 全域 2丁目(1～23)
		根岸町	1001～8番地、1011～19番地
		根岸	1丁目、2丁目 全域
		本町田	1728、1730、1732～4、1738～1741、1745、1748、1780、1782、1783、1786、1788、1790、1792、1796、1804、1809、1846、1858、1880、1882、1896、1899、1901、1908、1916、1928、1929、1932～1936、1945、1948～1950
山崎町	ほぼ全域(山崎交番、木曾交番、本町田交番、図師駐在所管轄以外の山崎町)		
山崎交番	山崎町 2130	山崎町	1223、1314、1340、1343、1356、1380、1427-9、1453、1445、1483、1555、2130、2144、2160、2200、2236、2310
藤の台団地交番	本町田 3539	金井	1～8丁目 全域
		金井町	733～745、779、781、783、2857(6、7、21、47)、2903、2909、2918～22、2926、2928、2941(4、133～140)、2948、2951、3032、3040-2、3133、3486、3568
		本町田	3133番地5、3449番地10、3455番地20、3486番地、3549番3、10
鶴川駅前交番	熊ヶ谷町字 1-187-1	能ヶ谷	全域(但し、2丁目26番8号 鶴川いちょう会館 は 鶴川交番)
		金井町	1～87、1543～1603、1699～2070、2121～2126、2255～2736
鶴川交番	鶴川 6-7-2	鶴川	1～5丁目 全域 6丁目1～9
		能ヶ谷	2丁目26番8号(鶴川いちょう会館のみ)
		広袴	1丁目 全域
高ヶ坂駐在所	高ヶ坂 586-3	高ヶ坂	全域
南大谷駐在所	南大谷 241-1	中町	3丁目 20号(20番15号は中町交番)
		東玉川学園	3丁目 3158
		南大谷	全域(但し、1327番地、1351～1371番地、1381、1389、1398～1409、1426、1428、1587～1592 は 中町交番)
成瀬駐在所	成瀬 4618-1	成瀬	1～6丁目全域、7丁目1番～9番、8丁目1番～3番、17番1～3丁目
		西成瀬	全域
成瀬台駐在所	成瀬台 3-9-1	成瀬台	1～4丁目 全域
		東玉川学園	2丁目、4丁目 全域 3丁目 全域(但し、3158 は南大谷駐在所)
玉林台駐在所	玉川学園 4-15-14	玉川学園	3丁目 全域(但し、6番29～31、12番29号、30号 は 本町田交番) 4丁目 全域
		金井町	2612番地、2613番地、2656番地、2744番地、2857番地、2860番地、2882番地、2929番地、2934～2938番地、2

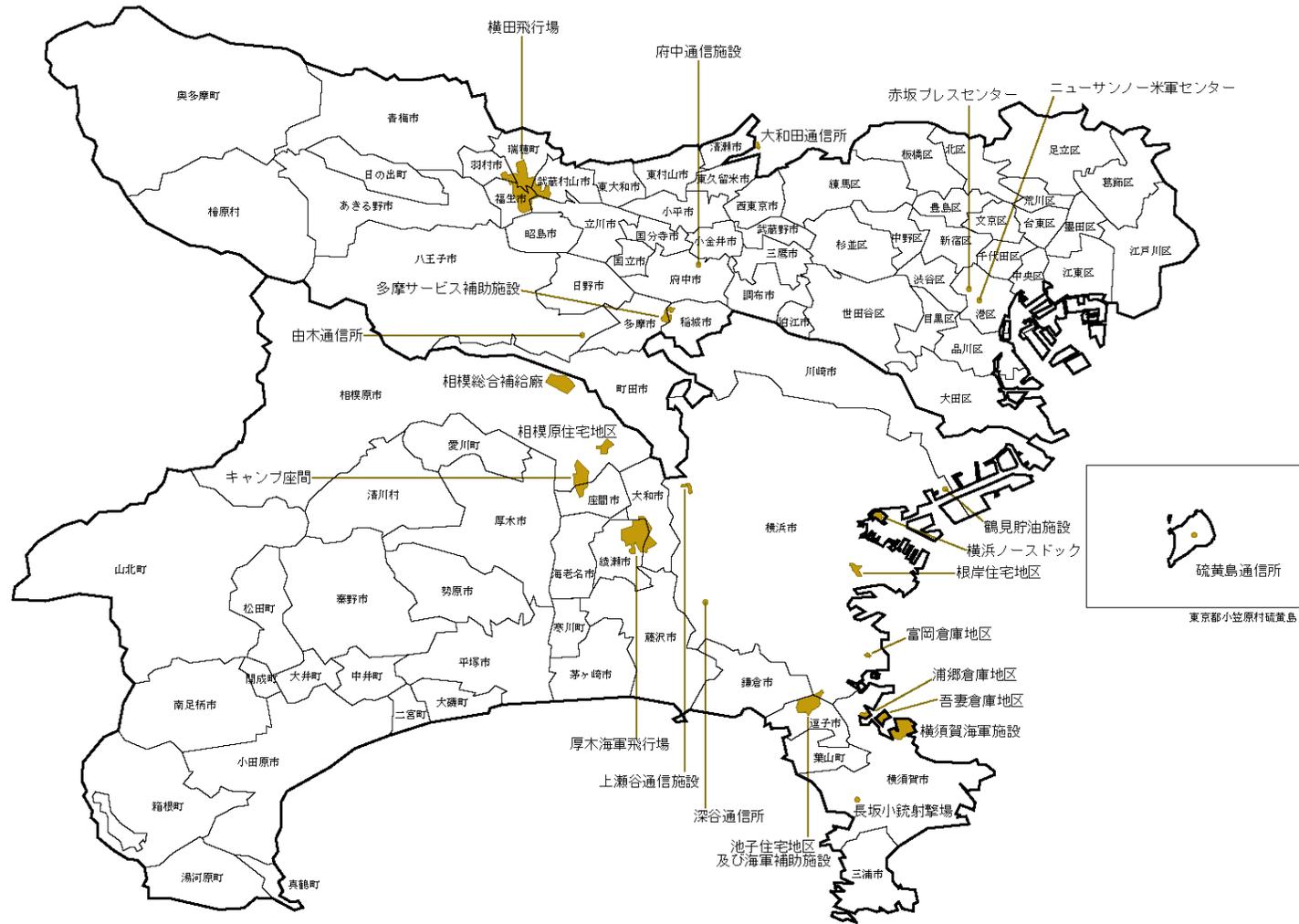
名称	所在地	管轄区域	
			941番地(8~70)、2948番地5
玉川学園駐在所	玉川学園 2-21-11	玉川学園	1、2丁目・5~8丁目 全域
		東玉川学園	1丁目 全域
三輪駐在所	三輪緑山 2-1-12	三輪町	全域
		三輪緑山	全域
大蔵駐在所	大蔵町 236	大蔵町	全域
真光寺駐在所	真光寺 2-14-2	真光寺	1~3丁目 全域
		真光寺町	全域
		鶴川	6丁目 10番地14
		広袴	2~4丁目 全域
小野路駐在所	小野路町 1576-3	小野路町	全域 (但し、小野路町5058番地は小山田駐在所)
		図師町	2927~30番地、2942、2948、2957、2958番地
野津田駐在所	野津田町 922	野津田町	全域 (但し、1番地は 図師駐在所)
		薬師台	全域
図師駐在所	図師町 1591-2	図師町	全域 (但し、図師町228番地、237番地、239番地、280番地、281番地、426~535番地、600~616番地、648~726番地、730番地1、741~1016番地は 忠生駐在所、2927~2930番地、2942、2948、2957、2958番地は 小野路駐在所)
		忠生	2丁目 5番地(22~33)
		野津田町	1番地
		山崎町	307~360番地、457~486番地、558~572番地、632~638番地、640~689番地、724~798番地、801~840番地、1014~1119番地、
忠生駐在所	忠生 4-24-1	忠生	2丁目 5~33番地 3丁目 全域 4丁目 1~12番地、18~33番地
		図師町	228番地、237番地、239番地、280番地、281番地、426~535番地、600~616番地、648~726番地、730番地1、741~1016番地、1324番地
常盤駐在所	常盤町 3485-1	下小山田町	3339番地、3393番地、3545番地、3550~3555番地、3567番地、3574番地、3582番地
		忠生	4丁目13から17番地
		常盤町	全域
		根岸町	5番地
		根岸	1丁目5番地
小山田駐在所	小山田桜台 1-1	小野路町	5058番地
		小山田桜台	全域
		上小山田町	全域
		下小山田町	全域 (但し、尾根緑道より南部の下小山田町3339番地、3393番地、3545番地、3550~3555番地、3567番地、3574番地、3582番地は 常盤駐在所)

(2) 南大沢警察署 (町田市内)

名称	所在地	管轄区域	
相原駅前交番	相原町 1155番地5	相原町	全域
小山駐在所	小山町 1170番地6	小山町	全域
		小山ヶ丘	1、2、3丁目全域
相原駐在所	相原町 369番地24	相原町地域	
		小山町地域	
		小山が丘	4、5、6丁目
大戸駐在所	相原町 3190	相原町	3117~5338



### 3.12 米軍施設



## 4 避難

### 4.1 人口分布

#### 4.1.1 国籍別外国人登録者数

(各年1月1日現在)

出典：町田市統計書 2016年度版

国 籍	2012年	2013	2014	2015	2016
世帯数	3,769	3,484	3,490	3,586	3,785
人口	5,076	4,747	4,780	4,902	5,144
中国	2,121	1,950	1,932	1,970	2,040
韓国・朝鮮	1,155	1,101	1,078	1,064	1,043
フィリピン	487	463	514	513	540
ベトナム	60	65	74	125	209
米国	207	172	185	177	201
タイ	128	109	100	109	118
インドネシア	67	72	70	76	85
インド	68	65	72	78	74
英国	63	67	63	60	69
ペルー	39	42	41	48	48
ブラジル	38	38	50	47	47
カナダ	44	38	38	42	45
マレーシア	40	40	45	44	44
ネパール	32	33	37	35	43
スリランカ	33	35	36	37	33
ガーナ	19	18	22	28	32
ロシア	23	28	28	32	32
イラン	36	33	31	32	29
ドイツ	25	25	26	26	27
フランス	21	21	25	20	25
オーストラリア	23	15	17	21	20
ナイジェリア	22	20	21	19	20
その他	325	297	275	299	320

注1) 世帯数は、総数のみの集計

注2) 世帯数は、外国人のみの世帯と日本人と外国人の混合世帯の合計

注3) 掲載国籍は、2016年において20人以上の国籍とする

#### 4.1.2 近隣の市別昼間・夜間人口

(平成 22 年度国勢調査抜粋)

地域	昼間人口	夜間人口 (常住人口)	流出超過人口	昼間人口指数 (夜間人口=100)
町田市	388,575	426,987	38,412	91.0
八王子市	578,039	580,053	2,014	99.7
多摩市	145,569	147,648	2,079	98.6
横浜市緑区	146,647	177,631	30,984	82.6
横浜市瀬谷区	104,258	126,913	22,655	82.1
横浜市青葉区	234,794	304,297	69,503	77.2
川崎市麻生区	136,513	169,926	33,413	80.3
相模原市緑区	153,830	176,192	22,362	87.3
相模原市中央区	249,001	266,988	17,987	93.3
相模原市南区	227,601	274,364	46,763	83.0
大和市	199,057	228,186	29,129	87.2

注：年齢不詳を含まない。

### 4.1.3 町丁目別人口

(2017年1月1日現在)

出典：町田市統計書 2016年度版

町丁名	人口
原町田一丁目	3038
原町田二丁目	4232
原町田三丁目	952
原町田四丁目	2691
原町田五丁目	2063
原町田六丁目	575
森野一丁目	2462
森野二丁目	2964
森野三丁目	1621
森野四丁目	2236
森野五丁目	2181
森野六丁目	1498
中町一丁目	2725
中町二丁目	1999
中町三丁目	2569
中町四丁目	2201
旭町一丁目	1691
旭町二丁目	1047
旭町三丁目	2145
玉川学園一丁目	2207
玉川学園二丁目	1625
玉川学園三丁目	2328
玉川学園四丁目	2025
玉川学園五丁目	2640
玉川学園六丁目	364
玉川学園七丁目	2715
玉川学園八丁目	2617
東玉川学園一丁目	1487
東玉川学園二丁目	1099
東玉川学園三丁目	52
東玉川学園四丁目	633
本町田	25830
南大谷	10768
金森一丁目	2940
金森二丁目	3236
金森三丁目	1742
金森四丁目	2226
金森五丁目	616
金森六丁目	2041
金森七丁目	2078
金森東一丁目	2070
金森東二丁目	1319
金森東三丁目	1978

町丁名	人口
金森東四丁目	1939
成瀬一丁目	1798
成瀬二丁目	1580
成瀬三丁目	638
成瀬四丁目	654
成瀬五丁目	818
成瀬六丁目	1379
成瀬七丁目	1623
成瀬八丁目	1198
南成瀬一丁目	2849
南成瀬二丁目	1437
南成瀬三丁目	1076
南成瀬四丁目	1033
南成瀬五丁目	1854
南成瀬六丁目	1235
南成瀬七丁目	759
南成瀬八丁目	389
西成瀬一丁目	2543
西成瀬二丁目	1960
西成瀬三丁目	704
成瀬台一丁目	1796
成瀬台二丁目	2488
成瀬台三丁目	1928
成瀬台四丁目	1822
成瀬が丘一丁目	1251
成瀬が丘二丁目	1215
成瀬が丘三丁目	2147
高ヶ坂一丁目	358
高ヶ坂二丁目	1503
高ヶ坂三丁目	2610
高ヶ坂四丁目	1272
高ヶ坂五丁目	1277
高ヶ坂六丁目	1062
高ヶ坂七丁目	2439
鶴間	16040
鶴間一丁目	1030
鶴間二丁目	394
鶴間三丁目	756
小川	5324
小川一丁目	2796
小川二丁目	2655
小川三丁目	1123
小川四丁目	1312

町丁名	人口
つくし野一丁目	1922
つくし野二丁目	1780
つくし野三丁目	1526
つくし野四丁目	1509
南つくし野一丁目	1063
南つくし野二丁目	1997
南つくし野三丁目	1488
南つくし野四丁目	1258
小野路町	4002
野津田町	10175
金井町	8261
金井一丁目	1674
金井二丁目	1332
金井三丁目	1393
金井四丁目	972
金井五丁目	1629
金井六丁目	1811
金井七丁目	878
金井八丁目	1470
大蔵町	9015
真光寺町	1545
真光寺一丁目	2231
真光寺二丁目	1472
真光寺三丁目	1804
広袴町	959
広袴一丁目	121
広袴二丁目	1147
広袴三丁目	1896
広袴四丁目	168
能ヶ谷一丁目	1034
能ヶ谷二丁目	1392
能ヶ谷三丁目	909
能ヶ谷四丁目	1559
能ヶ谷五丁目	1858
能ヶ谷六丁目	1803
能ヶ谷七丁目	2354
三輪町	6582
三輪緑山一丁目	1719
三輪緑山二丁目	1322
三輪緑山三丁目	1242
三輪緑山四丁目	972
鶴川一丁目	1329
鶴川二丁目	2496

町丁名	人口
鶴川三丁目	1477
鶴川四丁目	2458
鶴川五丁目	2973
鶴川六丁目	2038
薬師台一丁目	686
薬師台二丁目	1103
薬師台三丁目	1131
函師町	8255
山崎町	16265
山崎一丁目	856
木曽西一丁目	1942
木曽西二丁目	863
木曽西三丁目	1405
木曽西四丁目	1751
木曽西五丁目	1972
木曽東一丁目	4614
木曽東二丁目	2491
木曽東三丁目	3403
木曽東四丁目	4970
木曽町	374
根岸一丁目	692
根岸二丁目	1377
根岸町	679
矢部町	1622
常盤町	4679
上小山田町	4827
下小山田町	3926
忠生一丁目	1500
忠生二丁目	2483
忠生三丁目	2123
忠生四丁目	1109
小山田桜台一丁目	1811
小山田桜台二丁目	2004
相原町	15355
小山町	17919
小山ヶ丘一丁目	1670
小山ヶ丘二丁目	642
小山ヶ丘三丁目	1622
小山ヶ丘四丁目	4180
小山ヶ丘五丁目	2564
小山ヶ丘六丁目	467

## 5 救援

### 5.1 災害時活用可能な空地

(2017.2.1 現在)

出典：町田市地域防災計画（2016年度修正）

地区	施設名	所在地	有効面積 (㎡)	救出・救助 部隊の 活動拠点	災害時 へり緊急 離着陸場	生活物資 の集積・ 輸送拠点	ライフ ライン 復旧拠点	がれき 置場	応急仮設 住宅建設 用地
町田地区	健康福祉会館	原町田 5-8-21	1,500	○					
	原町田浄水所	原町田 5-13		○					
	芹ヶ谷公園	原町田 5-1679	8,000						○
	市民ホール	森野 2-2-36	5,000	○		○			
	町田市役所	森野 2-2-22	7,500			○			
	町田中央公園	旭町 3-20-60	12,000	○	○	○			
	滝ノ沢浄水所	旭町 2-7		○					
	市民病院	旭町 2-15-41	10,000	○					
	町田市民球場	旭町 3-20-60	20,800		○				○
	少年サッカー場	本町田 2340	7,000						○
	木曾山崎公園	本町田 2444	15,000						○
	旧本町田中学校	本町田 2600-4	6,900					○	
	ひなた村	本町田 2863	1,000	○					
	藤の台球場	本町田 3486	9,700	○	○			○	○
南地区	町田金森防災市民 いこいの広場	金森 7-18	4,000						○
	西田スポーツ広場	金森 5-18	15,000						○
	鶴間第二 スポーツ広場	鶴間 2-5-13	12,000					○	
	鶴間公園	鶴間 3-1-1	9,000						○
	東京女学館大学 町田キャンパス	鶴間 4-18-1	8,000	○					
	つくし野 セントラルパーク	つくし野 3-19	3,600	○					○
	成瀬コミュニティセンター	西成瀬 2-49-1	1,891				○	○	
	市立成瀬鞍掛 スポーツ広場	成瀬 2738-1	14,000						○
	南成瀬中央公園	南成瀬 1-10	1,200						○
	総合体育館	南成瀬 5-12	19,000			○			
	成瀬クリーンセンター	南成瀬 8-1-1	15,000	○			○	○	
成瀬台公園	成瀬台 3-7	2,000						○	

地区	施設名	所在地	有効面積 (㎡)	救出・救助 部隊の 活動拠点	災害時 ヘリ緊急 離着陸場	生活物資 の集積・ 輸送拠点	ライフ ライン 復旧拠点	がれき 置場	応急仮設 住宅建設 用地
鶴川地区	野津田公園	野津田町 2035	41,000	○	○	○	○	○	○
	薬師池公園 北駐車場	野津田町 3150	2,000					○	
	野津田水源	野津田町 3398		○					
	薬師池公園 東駐車場	薬師台 2-2	5,000					○	
	山王塚公園	薬師台 3-3-20	3,000						○
	金井ｽﾎﾟｰﾂ広場	金井 2-28-5	15,000					○	○
	NTT 鶴川ビル	大蔵町 410	300				○		
	鶴川中央公園	鶴川 6-6	15,200					○	○
	小野路給水所	小野路町 2637-1		○					
	鶴見川クリーンセンター	三輪緑山 1-1	35,000	○	○		○	○	
	三輪緑山球場	三輪緑山 1-24-1	7,000					○	
	三輪中央公園	三輪緑山 3-21	7,000						○
	三輪緑山 ｽﾎﾟｰﾂ広場	三輪緑山 3-25-1	15,000						○
忠生地区	境川クリーンセンター	木曾東 2-1-1	600				○	○	
	木曾森野庁舎	木曾東 1-4-1	1,000				○		
	山崎第二 ｽﾎﾟｰﾂ広場	山崎町 569-1	13,000	○	○			○	○
	山崎自然公園	山崎町 1563	4,100						○
	旧忠生 第六小学校	山崎町 1298-1	10,300					○	
	忠生公園	忠生 1-3-1	6,200						○
	市立室内ﾌﾟｰﾙ	函師町 199-1	6,200	○			○		
	日本大学 第三高等学校	函師町 2375	30,000		○				
	リサイクル文化センター	下小山田町 3160	55,000		○			○	
塚地区	小山市民センター	小山町 2507-1	2,700					○	
	小山白山公園	小山ヶ丘 5-4	5,500					○	○
	相原中央公園	相原町 2018	19,300					○	○
	法政大学 ﾌﾞﾚｲｸﾗﾝﾄﾞ	相原町 4342			○				

※鶴見川クリーンセンターは2017年2月現在工事中のため使用不可

## 5.2 備蓄物資・調達可能物資

### 5.2.1 避難施設等の主な備蓄品

(2017.2.1 現在)

出典：町田市地域防災計画（2016年度修正）

種別	品目	数量	
食料	アルファ化米(白飯・五目)(食)	※4,600	
	アルファ化米(梅粥)(食)	※550	
	500ml ペットボトル飲料水(本)	※2,760	
	ビスケット(食)	※2,760	
	粉ミルク(缶)	※24	
	粉ミルク・アレルギー対応(缶)	※4	
生活用品	毛布(枚)	100	
	子ども用おむつ(枚)	390	
	新生児用おむつ(枚)	348	
	大人用おむつ(枚)	1,992	
	生理用品(枚)	2,162	
	床敷きマット(枚)	150	
	間仕切り(セット)	10	
	飲料水袋(枚)	200	
	炊き出し袋(枚)	100	
	ブランケット(枚)	500	
	エアーマット(枚)	1,000	
	トイレットペーパー(ロール)	※96	
	哺乳瓶(本)	20	
照明器具	組立式投光器(台)	2	
	発電機付バルーン投光器(台)	※2	
資機材等	炊き出し釜(台)	1	
	ろ水機(式)	1	
	発電機(台)	1	
	仮設トイレ(台)	4	
	簡易トイレ(台)	8	
	マンホールトイレセット(式)	※3	
	救助資機材セット(式)	1	
	組立式担架(台)	1	
	組立式リヤカー(台)	2	
	防水シート(枚)	50	
	組立水槽(基)	1	
	スコップ(本)	1	
	ヘルメット(個)	10	
	工具セット(式)	1	
	チェーンソー(台)	1	
	オイルジョッキ(台)	1	
	1ℓガソリン缶	36	
	トラロープ(m)	30	
	トランジスタメガホン(台)	3	
	懐中電灯(本)	1	
	LED ランタン(台)	※4	
	ラジオ(台)	4	
	応急給水セット(式)	1	
	特設公衆電話用電話機(台)	5	
	給油ポンプ(本)	1	
	その他	避難者名簿(枚)	1000
		簡易筆談器(台)	2

※増量整備中

## 6 大規模集客施設

### 6.1 大型小売店舗

No	名 称	所 在 地
1	旭町ショッピングセンター	町田市旭町 1-24-1
2	オーケー町田小川店	町田市小川 6-13-19
3	ベビーザらす町田多摩境店	町田市小山ヶ丘 1-7-2
4	カインズホーム町田多摩境資材館	町田市小山が丘 2-3-1
5	スーパーポットビオ多摩境店	町田市小山ヶ丘 3-5-1 他
6	スーパーアルプス多摩境店	町田市小山ヶ丘 4-5-2
7	MrMax 町田多摩境ショッピングセンター	町田市小山ヶ丘 6-1-10
8	小山田団地マーケット	町田市小山田桜台 1-20-20
9	スーパー三和金井店	町田市金井 1-44-1
10	J o s h i n つるかわ店	町田市金井 8-15-5
11	セキチュー鶴川店	町田市金井町 1566
12	スーパー三和小川店	町田市金森 4-1-2
13	町田忠生ショッピングセンター	町田市木曽西 2-17-21
14	ビーバープロ町田木曽店	町田市木曽西 3-26-7
15	コストコホールセール多摩境倉庫店	町田市小山ヶ丘 3-6-1
16	カインズホーム町田多摩境店	町田市小山ヶ丘 3-6-6
17	鶴川第二ショッピングセンター (B棟)	町田市真光寺 1-24-1
18	鶴川第二ショッピングセンター (A棟)	町田市真光寺 1-25-1
19	ツルハドラッグ町田忠生店	町田市忠生 3-1-12
20	スーパー三和玉川学園店	町田市玉川学園 2-11-26
21	オダキューOX 玉川学園店	町田市玉川学園 2-21-9
22	東急つくし野第一ビル	町田市つくし野 1-30-1
23	鶴川団地 7-2,3,4 号棟	町田市鶴川 6-7
24	ニトリ南町田店	町田市鶴間 3-10-1
25	ケーユー本店	町田市鶴間 8-17-1
26	コープとうきょうときわ店	町田市常盤町 3170-1
27	アメリア町田根岸ショッピングセンター	町田市根岸 230-7
28	神栄ビル	町田市能ヶ谷 1-7-5
29	村野ビル	町田市野津田町 1119
30	ベルク町田野津田店	町田市野津田町 230
31	タストンビル	町田市原町田 3-2-8
32	サウスフロントタワー町田シエロ	町田市原町田 4-9-8

No	名 称	所 在 地
33	富澤ビル	町田市原町田 4-2-3
34	三橋宝永堂大久保商店共同ビル	町田市原町田 4-4-8
35	BOOK・OFF町田中央通り店	町田市原町田 4-4-8
36	町田ターミナルプラザ	町田市原町田 4-1-7
37	J R町田駅ビル	町田市原町田 6-1-11
38	宝永堂アネックス	町田市原町田 6-1-17
39	小田急町田駅ビル	町田市原町田 6-12-20
40	町田セブンビル	町田市原町田 6-1-6
41	町田ビルディング	町田市原町田 6-2-6
42	(株) 東急百貨店町田店本館・新館	町田市原町田 6-4-1
43	さいか屋ビルディング	町田市原町田 6-6-14
44	宝永堂セブンビル	町田市原町田 6-6-17
45	MSK	町田市原町田 6-7-8
46	町田センタービル	町田市原町田 6-8-1
47	後樂園アドホック町田	町田市原町田 6-9-19
48	町田木曾住宅	町田市本町田 2507 外
49	ビクトリアビル	町田市南つくし野 3-1-2
50	成瀬駅前ハイツ	町田市南成瀬 1-2-1
51	成瀬近鉄ローゼンショッピングセンター	町田市南成瀬 1-3-4,5
52	エイビイ南町田店	町田市南町田 4-35-1
53	島忠ホームズ町田三輪店	町田市三輪町 281-1
54	西友町田店	町田市森野 1-14-17
55	パリオ	町田市森野 1-15-13
56	オーケー町田森野店	町田市森野 3-15-15
57	神奈中町田貸店舗	町田市森野 3-15-22
58	スーパー三和山崎町店	町田市山崎町 1343-2
59	町田山崎団地 3-17,18,19 号	町田市山崎町 2200

\*大型店（店舗面積 1000 m<sup>2</sup>超）を記載

## 6.2 駅

線名	駅名	所在地
小田急小田原線	鶴川駅	町田市能ヶ谷町 1-6-3
	玉川学園前駅	町田市玉川学園 2-21-9
	町田駅	町田市原町田 6-12-20
東急田園都市線	つくし野駅	町田市つくし野 4-1
	すずかけ台駅	町田市南つくし野 3-1
	南町田駅	町田市鶴間 3-3-2
京王相模原線	多摩境駅	町田市小山ヶ丘 3-23
J R 横浜線	成瀬駅	町田市南成瀬 1-1-5
	町田駅	町田市原町田 1-1-36
	相原駅	町田市相原町 1218

## 6.3 文化・スポーツ施設

名称	所在地
町田市民ホール	町田市森野 2-2-36
和光大学ポプリホール鶴川	町田市能ヶ谷 1-2-1
市立博物館	町田市本町田 3562
国際版画美術館	町田市原町田 4-28-1
町田市文化交流センター	町田市原町田 4-1-14 (プラザ町田内)
自由民権資料館	町田市野津田町 897
ふるさと農具館	町田市野津田町 2288
七国山ファーマーズセンター	町田市野津田町 3497-1
町田市フォトサロン	町田市野津田町 3272 (薬師池公園内)
町田市考古資料室	町田市下小山田町 4016
生涯学習センター	町田市原町田 6-8-1 (町田センタービル内 6~8階)
中央図書館	町田市原町田 3-2-9
さるびあ図書館	町田市中町 2-13-23
鶴川図書館	町田市鶴川 6-7-2 (1棟 101号)
金森図書館	町田市金森東 3-5-1
忠生図書館	町田市忠生 3-14-2 (忠生市民センター内)
木曾山崎図書館	町田市山崎町 2160
堺図書館	町田市相原町 795-1 (堺市民センター内)
鶴川駅前図書館	町田市能ヶ谷 1-2-1 (和光大学ポプリホール鶴川 2階)
町田市民文学館ことばらんど	町田市原町田 4-16-17
総合体育館	町田市南成瀬 5-12
サン町田旭体育館	町田市旭町 3-20-60

## 6.4 ホテル

名 称	所 在 地
ホテル新宿屋	町田市原町田 6-13-22
ホテル町田ヴィラ	町田市森野 1-20-10
ホテルリソル町田	町田市森野 1-12-15
ベストウェスタンレンブラントホテル東京町田	町田市原町田 3-2-9
東京・湯河原温泉 万葉の湯	町田市鶴間 7-3-1
ホテル ラクシオ・イン	町田市小山ヶ丘 6-3-3

\*町田市ホテル旅館業協同組合会員事業者

## 7 法令・通知・通達等

### 7.1 町田市国民保護対策本部及び町田市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 2 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、町田市国民保護対策本部及び町田市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、町田市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

#### (会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (国民保護現地対策本部)

第 4 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

#### (委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### (町田市緊急対処事態対策本部)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定は、町田市緊急対処事態対策本部について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 7.2 町田市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 1 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、町田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員の定数)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

### (会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事)

第 5 条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

### (部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (委任)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 7.3 町田市国民保護協議会委員名簿

	職 名	国民保護法根拠
会長	町田市長	第 40 条第 2 項
委員	陸上自衛隊第 1 師団第 1 施設大隊第 2 中隊長	第 40 条第 4 項第 2 号
〃	警視庁町田警察署長	第 40 条第 4 項第 3 号
〃	警視庁南大沢警察署長	第 40 条第 4 項第 3 号
〃	東京都南多摩東部建設事務所長	第 40 条第 4 項第 3 号
〃	東京都水道局多摩給水管理事務所長	第 40 条第 4 項第 3 号
〃	町田市副市長	第 40 条第 4 項第 4 号
〃	町田市副市長	第 40 条第 4 項第 4 号
〃	町田市教育委員会教育長	第 40 条第 4 項第 5 号
〃	東京消防庁町田消防署長	第 40 条第 4 項第 5 号
〃	町田市消防団長	第 40 条第 4 項第 6 号
〃	日本郵便（株）町田郵便局長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	東日本旅客鉄道（株）町田駅長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	小田急電鉄（株）町田駅長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	京王電鉄（株）鉄道営業部相模原管区長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	東急電鉄（株）長津田駅長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	神奈川中央交通（株）町田営業所長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	（株）NTT 東日本東京西支店長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	東京電力パワーグリッド（株）多摩総支社長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	東京ガス（株）神奈川支社神奈川西支店長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	ヤマト運輸（株）町田中央支店長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	小田急バス（株）町田営業所長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	東京都エルピーガス協会南多摩支部町田部会会長	第 40 条第 4 項第 7 号
〃	町田市医師会長	第 40 条第 4 項第 8 号
〃	町田市歯科医師会長	第 40 条第 4 項第 8 号
〃	町田市薬剤師会長	第 40 条第 4 項第 8 号
〃	東京都獣医師会町田支部防災委員	第 40 条第 4 項第 8 号
〃	町田市民病院事業管理者	第 40 条第 4 項第 8 号
〃	町田市町内会自治会連合会長	第 40 条第 4 項第 8 号

## 7.4 救援の程度及び方法の基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年10月1日)  
(25年内閣府告示第229号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成25年10月1日から適用する。

### 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

#### (収容施設の供与)

第2条法第75条第1項第1号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

##### 1 避難所

- イ 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり310円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することが

できること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,530,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり310円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,530,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,040円以内とすること。

2 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - イ 被服、寝具及び身の回り品
  - ロ 日用品
  - ハ 炊事用具及び食器
  - ニ 光熱材料
- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬季	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しく

は診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること  
ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

## 2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
  - イ 棺(附属品を含む。)
  - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
  - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に

規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - イ 教科書
  - ロ 文房具
  - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
  - イ 教科書代
    - (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
    - (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
  - ロ 文房具費及び通学用品費
    - (1) 小学校児童 1人当たり 4,100円
    - (2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
    - (3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円
- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の捜索
  - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推

定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

## 2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（2）死体の一時保存

（3）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。

（2）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

（3）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

## 7.5 安否情報の収集及び報告・照会及び回答について

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号

最終改正：平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号

(最終改正までの未施行法令)

平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号 (一部未施行)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号) 第 25 条第 2 項及び第 26 条第 4 項 (これらの規定を同令第 52 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。) 第 94 条第 1 項及び第 2 項 (法第 183 条において準用する場合を含む。) の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。) 第 25 条第 2 項 (令第 52 条において準用する場合を含む。) の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項 (法第 183 条において準用する場合を含む。) に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。) の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第 3 条 法第 95 条第 1 項 (法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項 (令第 52 条において準用する場合を含む。) に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、

安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

#### （安否情報の回答方法）

第 4 条 法第 95 条第 1 項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第 5 号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

#### （安否情報の提供）

第 5 条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第 95 条第 1 項 の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第 94 条第 2 項 の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

#### 附 則 抄

#### （施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 （平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 50 号） 抄

#### （施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本則に 1 条を加える改正規定及び附則第 2 条の別表の改正規定のうち第 5 条に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 9 月 16 日総務省令第 76 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第 1 項において「番号利用法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

第 2 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第 30 条の 44 第 3 項の規定により交付された同条第 1 項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第 5 条及び第 6 条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第 5 条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第 2 の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第 3 条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第 2 条第 3 項第 1 号、第 5 条第 1 号、第 9 条第 2 号及び第 11 条第 1 号イ

二 第 9 条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第 5 条第 1 項第 1 号（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項第 1 号（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項第 1 号（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項第 1 号（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）、第 75 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号並びに第 76 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号

三 第 11 条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第 3 条第 2

項

- 四 第 11 条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第 11 条第 2 項第 1 号（新統計法施行規則第 16 条において準用する場合を含む。）
- 五 第 12 条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第 5 条第 1 項第 1 号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第 11 条第 6 項、第 12 条第 1 項及び第 2 項、第 13 条第 3 項、第 14 条第 3 項並びに第 24 条において準用する場合を含む。）

様式第1号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



様式第4号 (第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 7.6 公用令書等の様式

### 別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書	氏 名 住 所	第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						
いて準用する第 81 条第 2 項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。						
いて準用する第 81 条第 4 項						
(理由)						
年 月 日						
				処分権者 氏 名		㊞
収用すべき 物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

### 別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書	氏 名 住 所	第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						
いて準用する第 81 条第 3 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。						
いて準用する第 81 条第 4 項						
(理由)						
年 月 日						
				処分権者 氏 名		㊞
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別記様式第三

使用第 号	公 用 令 書						
	氏 名 住 所						
	第 82 条 第 183 条において準用す						
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						
	の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。						
	第 82 条						
	(理由)						
	年 月 日						
	処分権者 氏 名						㊟
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別記様式第四

取消第 号	公 用 取 消 令 書						
	氏 名 住 所						
	第 81 条第 2 項 第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 82 条 第 183 条にお 第 183 条にお 第 183 条にお 第 183 条にお						
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律						
	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第						
	いて準用する第第 81 条第 2 項						
	いて準用する第第 81 条第 3 項						
	いて準用する第第 81 条第 4 項						
	いて準用する第第 82 条						
	号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の						
	ための措置に関する法律施行令 第 16 条						
	第 52 条において準用する第 16 条 の規定により、						
	これを交付する。						
	(取り消した処分の内容)						
	年 月 日						
	処分権者 氏 名						㊟

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

## 7.7 国際人道法（ジュネーヴ諸条約及び追加議定書）の主な内容

外務省ホームページより（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k\\_jindo/naiyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/naiyo.html)）

### 1. ジュネーヴ諸条約の主な内容

条 約	条文数	保護対象	適用期間
第1条約	64	軍隊構成員の傷病者、衛生要員、宗教要員、衛生施設、衛生用輸送手段等	条約の保護対象者が敵の権力内に陥ってから、送還が完全に完了するまで
第2条約	63	軍隊構成員の傷病者、難船者、衛生要員、宗教要員、病院船等	海上で戦闘が行われている間（上陸した後は第1条約が適用される）
第3条約	143	捕虜	敵の権力内に陥ってから、最終的に解放され、送還されるまで
第4条約	159	紛争当事国又は占領国の権力下にある外国人等	紛争又は占領の開始時から、原則として軍事行動の全般的終了時まで

#### (1) 条約の適用事態（共通第2条）

これらの条約は「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」に適用される。

（国内での武力紛争への適用（共通第3条）：締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争（いわゆる内乱）の場合にも、敵対行為に直接参加しない者は人道的に待遇され、そのための規定が簡潔に置かれている。）

#### (2) 傷病者等の保護

各紛争当事国に対し、武力紛争時に発生する傷病者、難船者、死者等への適切な保護と看護を施すことを義務づけている。

#### (3) 衛生要員・衛生施設の保護

紛争当事国は、いかなる場合にも、衛生要員、衛生施設（部隊）、医療用輸送手段（病院船、衛生航空機を含む）等を攻撃してはならず、常にこれを尊重し、保護しなければならない旨規定している。

#### (4) 赤十字標章等の濫用防止

赤十字、赤新月等の特殊標章を保護すべき標章と定め、衛生要員、衛生施設等に所定の方法によって表示することとされている。また、このような保護を実効的ならしめるため、締約国は、これらの特殊標章の濫用を防止するために必要な措置をとらなければならないとされている。

#### (5) 捕虜の待遇

捕虜については、これを人道的に待遇しなければならないとされており、敵対する紛争当事国の権力内に陥ったときから、最終的に解放され、かつ、送還されるまでの間の取扱いに関して、第3条約に詳細な規定が置かれている。

具体的には、捕虜を抑留する間の宿舎、食糧、被服、医療・衛生等に関する待遇、捕虜の金銭収入（俸給、労賃の支払、補償の請求等）、捕虜の通信・救済品等、捕虜に対する刑罰・懲戒罰の付与などについて規定している。

#### (6) 文民の保護

武力紛争時又は占領の場合における文民の保護に関して、第4条約に詳細な規定が置かれている。（第4条約にいう文民とは、基本的には、武力紛争時又は占領の場合において紛争当事国又は占領国の権力内にある者でその紛争当事国又は占領国の国民でないもの（「被保護者」）を指す。）

(7) 重大な違反行為の防止

ジュネーヴ諸条約では、条約の実施を確保するためにその規定に違反する行為のうち特に重大なものを「重大な違反行為」と定め、締約国に対して、重大な違反行為に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うこと、重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査すること、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起すること等を義務づけている（いわゆる普遍的管轄権の設定）。

## 2. 第1追加議定書の主な内容

- 国際的な武力紛争につき、1949年のジュネーヴ諸条約の内容を「補完・拡充」し、新たな規定を追加。
- 第二次世界大戦以降、民族解放戦争・ゲリラ戦の増大など武力紛争の形態が多様化し、軍事技術が発達した等の現代的状況に対応するため、1977年に作成。全102条。

(1) 総則（第1編）

(イ) 適用事態（第1条）

- 1) 「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び
- 2) 「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」（ジュネーヴ諸条約共通第2条に定められた事態）に、
- 3) 「植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争」（いわゆる民族解放戦争）を含むものとして、これら1)～3)の事態に対して適用。

(ロ) 適用期間（第3条）

上記（イ）の武力紛争や占領が発生したときから、軍事行動の全般的終了時、占領の終了時、又は捕虜等の解放・送還等の時まで適用。

(2) 傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の保護（第2編）

- 傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の特別の保護の対象を、ジュネーヴ諸条約よりも拡大。
- 基本的に軍人・軍用物に限定されていた保護を、文民・民用物も含むように拡大。

(主な規定)

- ・傷病者・難船者の尊重・保護（第10条）
- ・医療組織の尊重・保護（第12-14条）
- ・軍の医療要員以外の医療要員等の尊重・保護（第15条）
- ・医療要員等、医療組織、医療用輸送手段の識別（第18条）
- ・医療用車両の尊重・保護（第21条）
- ・病院船等の尊重・保護（第22-23条）
- ・医療用航空機の尊重・保護（第24-31条）
- ・行方不明者の扱い（第33条）
- ・遺体の扱い（第34条）

(3) 戦闘の方法及び手段の規制（第3編第1部）

「戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない」（第35条1）としつつ、紛争当事者の戦闘の方法及び手段に対し一定の規制を加える。

(主な規定)

- ・過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器等の使用禁止（第35条2）
- ・自然環境に広範、長期的かつ深刻な損害を与える戦闘の方法・手段の禁止（第35条3）
- ・背信行為の禁止（第37条）
- ・標章等の不当な使用の禁止（第38-39条）
- ・戦闘外にある敵の保護（第41条）
- ・遭難航空機から降下する者の保護（第42条）

(4) 戦闘員及び捕虜の範囲（第3編第2部）

- 戦闘員は、敵の権力内に陥れば捕虜となる。
- 捕虜の待遇の詳細は、第三条約で規定。
- 「民族解放戦線」の兵士やその他の不正規兵（いわゆる「ゲリラ」）にも戦闘員資格を付与。他方、文民たる住民からの区別義務を規定。
- 区別義務は、一定の場合に緩和され、武器を公然と携行することを条件として、戦闘員としての地位を保持。
  - (その他の主な規定)
  - ・間諜（第 46 条）
  - ・傭兵（第 47 条）

(5) 文民たる住民の保護（第 4 編）

(イ) 敵対行為の影響からの文民たる住民の保護

- 軍事目標主義（軍事行動は軍事目標のみを対象とする）の基本原則を確認（第 48 条）。
- 文民に対する攻撃の禁止（第 51 条 2）、無差別攻撃の禁止（第 51 条 4-5）、民用物の攻撃の禁止（第 52 条 1）、攻撃の際の予防措置（第 57 条）等に関し詳細に規定。

(その他の主な規定)

- ・文化財・礼拝所の保護（第 53 条）
- ・文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 54 条）
- ・自然環境の保護（第 55 条）
- ・危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 56 条）
- ・無防備地区（第 59 条）
- ・非武装地帯（第 60 条）

(ロ) 「文民保護」要員等の保護

- この議定書上、「文民保護」を、敵対行為又は災害の危険から文民たる住民を保護・援助するための人道的任務を行うことと定義。
- 具体的には、警報の発令、避難の実施、避難所の管理、灯火管制に係る措置の実施、救助、医療及び宗教上の援助、消火、危険地域の探知及び表示、汚染の除去、収容施設及び需品の提供、被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助、公共事業に係る設備の緊急の修復、死者の応急処理、生存のために重要な物の維持のための援助といった任務。
- この任務に携わる「文民保護組織」の要員・物品等に関し特別の保護を規定。

(主な規定)

- ・文民保護要員等の保護（第 62、63、65 条）
- ・文民保護要員等の識別（第 66 条）
- ・文民保護組織に配属された軍隊構成員等（第 67 条）

(ハ) 女子・児童等の保護

- 紛争当事者の権力内に陥った者に対する最低限の待遇の保障（第 75 条）。
- 女子の特別の保護（第 76-77 条）、児童の特別の保護・児童の避難（第 77-78 条）等に関する規定がある。

(6) 「重大な違反行為」の追加・拡大（第 5 編第 2 部）

- 締約国は、この議定書の「重大な違反行為」を処罰するために必要な立法を行うとともに、容疑者の国籍・犯罪地を問わず、「引渡しか処罰か」の義務を負う（いわゆる普遍的管轄権）。（ジュネーブ諸条約の「重大な違反行為」の類型を拡大・追加。）

(イ) 殺人・拷問・非人道的待遇等について対象者を拡大（第 85 条 2）

(ロ) 新たな「重大な違反行為」の追加

- (A) この議定書に違反して故意に行われ、死亡又は身体・健康に対する重大な傷害を引き起こす次の行為（第 85 条 3）
  - (a) 文民に対する攻撃
  - (b) 文民たる住民又は民用物に対する無差別攻撃
  - (c) 危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原発）に対する攻撃
  - (d) 無防備地区及び非武装地帯に対する攻撃

- (e) 戦闘外にある者に対する攻撃
- (f) 赤十字等の特殊標章又は他の保護標章の背信的使用
- (B) 諸条約又はこの議定書に違反して故意に行われる次の行為（第 85 条 4）
  - (a) 占領国による、自国住民の占領地域への移送、占領地域住民の追放又は移送
  - (b) 捕虜・文民の送還の不当な遅延
  - (c) アパルトヘイトの慣行その他の人種差別に基づく非人道的な慣行
  - (d) 特別の保護が与えられている歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を攻撃し広範に破壊すること（軍事的に利用されている場合を除く）
  - (e) 公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと
- (C) 権力内にある者に対する、その者の健康状態が必要としない医療上の措置又は一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない医療上の措置（第 11 条）
- (7) 国際事実調査委員会の設置（第 5 編第 2 部）
 

ジュネーヴ諸条約及びこの議定書の著しい違反とされる事実について調査する等のため、個人の資格の 15 名の委員からなる常設の国際事実調査委員会を設置（第 90 条）。

### 3. 第 2 追加議定書の主な内容

- ジュネーヴ諸条約では非国際的な武力紛争については 1 カ条（共通第 3 条）のみであった規定を「補完・拡充」したもの。
- 非国際的な武力紛争（いわゆる内乱等）における犠牲者の保護等について規定。
- 第二次世界大戦以降のいわゆる内戦・内乱の増大という現代的状況に対応するため、1977 年に作成。全 28 条。

#### (1) 適用事態（第 1 編）

国際的な武力紛争でなく、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反体制派の軍隊その他の組織された武装集団（持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの）との間に生ずるすべての武力紛争に適用（同条 1）。暴動、独立の又は散発的な暴力行為等、武力紛争でない国内的な騒乱及び緊張の事態には適用されない（同条 2）。

#### (2) 人道的待遇（第 2 編）

敵対行為に直接参加していない者に対する人道的な待遇（第 4 条 1）等を規定。

（主な規定）

- ・児童に対する特別の保護（第 4 条 3）
- ・武力紛争に関係する理由で自由を奪われた者の扱い（第 5 条）
- ・武力紛争に関係する犯罪を訴追・処罰する際の諸原則（第 6 条）

#### (3) 傷病者、難船者等の保護（第 3 編）

傷病者、難船者、医療要員等の尊重・保護等を規定。

（主な規定）

- ・傷病者・難船者の尊重・保護（第 7 条）
- ・傷病者・難船者等の搜索・収容等（第 8 条）
- ・医療要員・宗教要員の尊重・保護（第 9 条）
- ・医療活動の保護（第 10 条）
- ・医療組織・医療用輸送手段の保護（第 11 条）
- ・特殊標章の使用・尊重（第 12 条）

#### (4) 文民たる住民の保護（第 4 編）

軍事行動から生ずる危険からの文民の一般的保護、攻撃の禁止（第 13 条）等を規定。  
(主な規定)

- ・ 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 14 条）
- ・ 危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 15 条）
- ・ 文化財及び礼拝所の保護（第 16 条）
- ・ 文民の強制的移動の禁止（第 17 条）
- ・ 救済団体及び救済活動の保障（第 18 条）

## 7.8 動物の保護等に関する通知

### 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

#### 1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

##### ○危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

##### ○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

#### 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

##### ○危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

##### ○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養

又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

### 3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

## 7.9 赤十字標章及び身分証明書

### 赤十字標章



- 我が国関係者は、すべて白地に赤十字の標章を使用する。
- 白地に赤十字は、状況に応じて適当な大きさとする。
- 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK 値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB 値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げない。

### 身分証明書

表面

	<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> <p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p>	
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

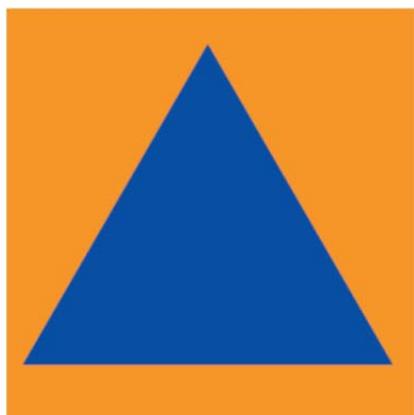
身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式 3]

## 7.10 特殊標章及び身分証明書

### 特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの。
  - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色 (CMYK 値 : C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB 値 : #FFA500) を、青色の正三角形の部分については青色 (CMYK 値 : C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB 値 : #0000FF) を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

### 身分証明書

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ..... ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式 4]

## 町田市国民保護計画

刊行物番号 17-10

発行 2017年4月  
編集 町田市  
防災安全部防災課  
〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号  
電話 直通042-724-3218  
印刷 福川印刷株式会社